

決算不認定に係る措置について

令和6年度葉山町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項の規定により次のとおり報告する。

令和8年2月9日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

- 1 不認定となった日
令和7年10月8日
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

別紙

【指摘】

1 補助団体における概算払いの精算には留意すべきである。

令和6年度における補助金支出事務において発生した概算払いの精算を失念するという事務処理上の不手際につきましては、再びこのようなことがないよう細心の注意を払ってまいります。

概算払いの補助金につきましては、補助団体等に対し、概算払いには精算行為が必要であることを周知徹底するとともに、事業終了後は速やかに精算行為の有無の確認を行うなど、チェック体制の一層の強化に努めてまいります。

2 専任の図書館長を配置すべきである。

ご指摘の配置につきましては、基本的には専任であるべきと考えておりますが、本町の組織の規模から、図書や文化財などの専門知識を有する職員は複数確保できず、業務の継承も課題になっておりますので、そうしたことも含め職員配置のあり方を検討してまいります。

3 人命に係る補助事業における補助額を始め補助対象、補助率の見直しをすべきである。

防災減災対策に係る事業への補助金も含め、各種補助金の補助対象や補助率の見直しに当たっては、社会情勢や町民ニーズ等の変化を踏まえつつ、補助事業の成果や実績、補助目的の達成度等を検証した上で、現在の水準が適切かつ妥当なものであるかを判断し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

4 各学校の体育館における空調設備を早急に整備すべきである。

各学校の体育館における空調設備につきましては、これまでご指摘いただいている異常な高温状態、児童生徒の安全確保、避難所機能、一般開放などの対応を勘案しつつ、まずは部活動等による体育館の利用頻度の高い各中学校への整備を検討しているところです。

整備方法といたしましては、国庫補助制度を活用しながら、体育館に複数台の室内機を設置する方法を想定しており、令和8年2月定例会において工事設計に係る補正予算の計上を予定しております。

5 公共下水道接続率向上のため、工事費助成金額の見直しをすべきである。

公共下水道につきましては、平成 27 年度に策定した「葉山町汚水処理施設整備構想（アクションプラン）」に基づき、10 年概成を目標に掲げ市街化区域 513ha の整備を進めてきましたが、本年 3 月でその目標年度が終了します。すでに接続工事を済ませた世帯との公平性の観点を踏まえ、工事助成額の見直しについては慎重に対応すべきものであることから、現状の補助水準を維持しつつ、引き続き未接続世帯に対して公共下水道接続を促してまいります。

6 生活排水による水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽の補助を継続すべきである。

浄化槽につきましては、公共下水道整備と同様、市街化調整区域においても「葉山町生活排水処理基本計画」に基づき、10 年概成を目標に掲げ合併処理浄化槽への転換を推進してきました。計画期間中の転換を促すため実施してきた町単独の上乗せ補助につきましては、計画期間が終了する本年 3 月末を持って終了することとします。引き続き 4 月以降も継続する国、県及び町の補助制度を活用し合併処理浄化槽の設置を促してまいります。

【要望】

1 公共施設における光熱水費について、決算額に多額の不用額を生じさせないよう予算見積りされたい。

光熱水費に係る予算見積りについては、令和 8 年度予算編成方針において予算積算の一層の精緻化に努めることを位置付けております。多額の不用額を生じさせないよう、前年度の実績や過去数年間の傾向、価格高騰等の社会情勢を勘案した上で適正な額の見積りに努めてまいります。

2 物価高騰に伴い、町民活動に直結する補助事業の補助金額の見直しをされたい。

物価高騰下における町民活動への補助金につきましては、持続可能な地域活動を損なわないよう活動の継続性・安定性に配慮しながら、補助金の交付目的や社会情勢の変化、補助金交付先の決算状況等の適切な把握に努め、現在の補助金額が適切かつ妥当なものであるかを判断し、必要に応じて見直しを図ってまいります。

【意見】

1 産後ケア事業における自己負担額を軽減すること。

産後ケア事業の自己負担額につきましては、次表のとおり令和8年度から自己負担額の見直しを予定しております。 (単位：円)

	令和7年度		令和8年度	
	課税	非課税	課税	非課税
宿泊型	6,500	4,000	4,000	0
ナイトケア型	5,000	2,500	3,000	0
デイケア型	3,500	1,000	2,000	0
訪問型	500	500	500	0

2 クリーンセンター再整備事業における遅延についての検証及び諸課題を早急に解決すること。

クリーンセンター再整備工事につきましては、令和7年2月に終了する予定でしたが、急激な物価高騰、設計変更等の影響により完成が遅延し、同年7月末に工事が完了し、その後、施設の引き渡しを受けました。施工事業者との設計変更及び物価スライドによる増額協議及び逗子市の生ごみ受入れにかかる負担金等の協議のいずれも未だ課題解決には至っておりませんが、早急な解決を目指し協議を継続してまいります。